

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の嘱託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある□にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 23 日

広島地方裁判所福山支部

裁判所書記官 河 合 明日香

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 9 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 7 月 15 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 7 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 広島地方裁判所福山支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 7 日 午後 3 時 00 分 場 所 広島地方裁判所福山支部
特別売却 実施期間	令和 7 年 7 月 23 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 7 月 23 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 6 月 23 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- 1 所 在 福山市霞町二丁目
 地 番 3 1 番 1
 地 目 宅地
 地 積 8 9 . 6 1 平方メートル

- 2 所 在 福山市霞町二丁目 3 1 番地
 家屋 番号 3 1 番
 種 類 店舗・事務所
 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建
 床 面 積

1 階	7 7 . 3 8 平方メートル
2 階	2 0 . 0 2 平方メートル
3 階	7 9 . 9 7 平方メートル
4 階	7 0 . 0 7 平方メートル
5 階	7 0 . 0 7 平方メートル

- (現況)

- 種 類 店舗・事務所・居宅
 床 面 積

1 階	約 7 8 平方メートル
2 階	約 2 6 平方メートル
3 階	約 7 8 平方メートル
4 階	約 6 8 平方メートル
5 階	約 6 8 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 5月22日

広島地方裁判所福山支部

裁判所書記官 河 合 明日香

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

- ・1階階段部分
Dが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。
- ・その余の部分
本件所有者（共有者ら）及び本件債務者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。



- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 福山市霞町二丁目
地 番 31 番 1
地 目 宅地
地 積 89.61 平方メートル

- 2 所 在 福山市霞町二丁目 31 番地
家屋 番号 31 番
種 類 店舗・事務所
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建
床 面 積

1 階	77.38 平方メートル
2 階	20.02 平方メートル
3 階	79.97 平方メートル
4 階	70.07 平方メートル
5 階	70.07 平方メートル

(現況)

- | | | |
|-------|-----------|-------------|
| 種 類 | 店舗・事務所・居宅 | |
| 床 面 積 | 1 階 | 約 78 平方メートル |
| | 2 階 | 約 26 平方メートル |
| | 3 階 | 約 78 平方メートル |
| | 4 階 | 約 68 平方メートル |
| | 5 階 | 約 68 平方メートル |



令和 6年（ケ）第 51号

令和 7年 2月18日提出

現況調査報告書

広島地方裁判所福山支部

執行官 杉原 弘展

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 福山市霞町二丁目

地 番 31 番 1

地 目 宅地

地 積 89.61 平方メートル

共有者 A 持分 4 分の 2

共有者 B 持分 4 分の 1

共有者 C 持分 4 分の 1

2 所 在 福山市霞町二丁目 31 番地

家屋 番号 31 番

種 類 店舗・事務所

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建

床 面 積	1 階	77.38 平方メートル
	2 階	20.02 平方メートル
	3 階	79.97 平方メートル
	4 階	70.07 平方メートル
	5 階	70.07 平方メートル

共有者 A 持分 4 分の 2

共有者 B 持分 4 分の 1

共有者 C 持分 4 分の 1



2

占有者及び占有権原 (物件 2 関係)			
占有範囲		☐ 全部 ■1階階段部分	☐ 全部 ■1階階段部分を除く部分
占有者		☐ 債務者 ■D	■債務者会社 ☐
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ■物置	☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ■事務所 ■店舗 ■倉庫
関係人の陳述及び提示文書の要旨		■陳述 (■ A (共有者)) ☐ 文書 (☐)	■陳述 (■ A (共有者)) ☐ 文書 (☐)
占有権原		☐ 賃借 ■使用借 ☐ 転借 ☐	☐ 賃借 ☐ 使用借 ☐ 転借 ■不明
占有開始時期		平成24年ころ	不詳
最初の契約等	契約日	不詳	年 月 日
	期間	平成24年ころから ☐ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 平成 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	年 月 日から ☐ 平成 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者 ☐ その他 ()	☐ 所有者 ☐ その他 ()
	借主	■占有者 ☐ その他 ()	☐ 占有者 ☐ その他 ()
賃料・支払時期		毎 金 円 (毎 限り 分払) ☐ 前払 () ☐ 相殺 ()	毎 金 円 (毎 限り 分払) ☐ 前払 () ☐ 相殺 ()
敷金・保証金		■ない ☐ ある (□敷金 □保証金) 金 円	☐ ない ☐ ある (□敷金 □保証金) 金 円
特約等		☐ 譲渡転貸可 ☐	☐ 譲渡転貸可 ☐
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官意見」のとおり	■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

そ の 他 の 事 項

物件1の土地は、物件2の建物の敷地として利用されている。
 物件2の建物内は、雨漏りや鳥の糞等で多くの箇所が荒れた状態であった。
 物件1の土地は、その東側を市道（104は福山市の公衆用道路）に接面している。
 本報告書に添付した写真には、広角で撮影したものがある。

関 係 人 の 陳 述 等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ A（共有者）	①本件建物は、債務者会社とその代表者である亡夫とその家族が利用していましたが、平成24年に債務者会社も私ら家族も転居し、その後は利用していません。 ②転居する際に、売買の内覧等のためにDさんに鍵を預けており、Dさんが1階階段部分が無償で物置代わりに使うことを承諾しています。 ③債務者会社は、代表をしていた夫が死亡してからは、営業の実態がありません。
■ Dの妻	Aの陳述②のとおり

執 行 官 の 意 見

本件土地建物には、Aの陳述に沿った占有が認められた。本件建物の1階階段部分以外の部分は、共有者らと債務者会社の共同占有と認定した。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年12月16日 14:00-14:20	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影
7年 1月17日		期日通知書兼賃借権等照会書送付
7年 1月20日 9:00- 9:20	広島法務局福山支局	公図, 地積測量図, 建物図面, 登記事項要約書交付申請
7年 1月30日 9:20-10:25	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影 Dの妻から占有状況等聴取 Aから占有状況等電話聴取

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■ 令和 7年 1月30日
目的物件は不在で施錠されていたので, 証人を立会させて解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

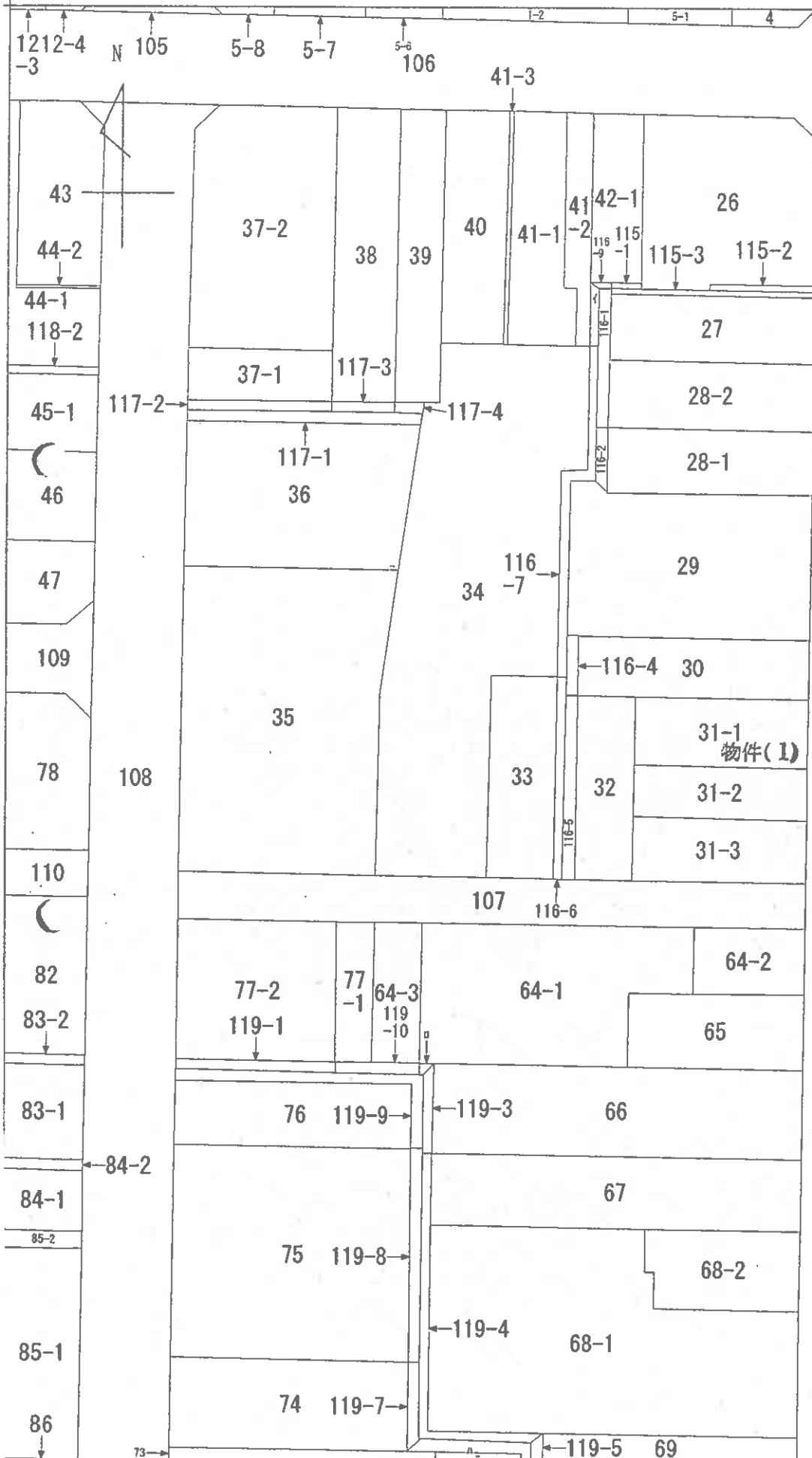
☐

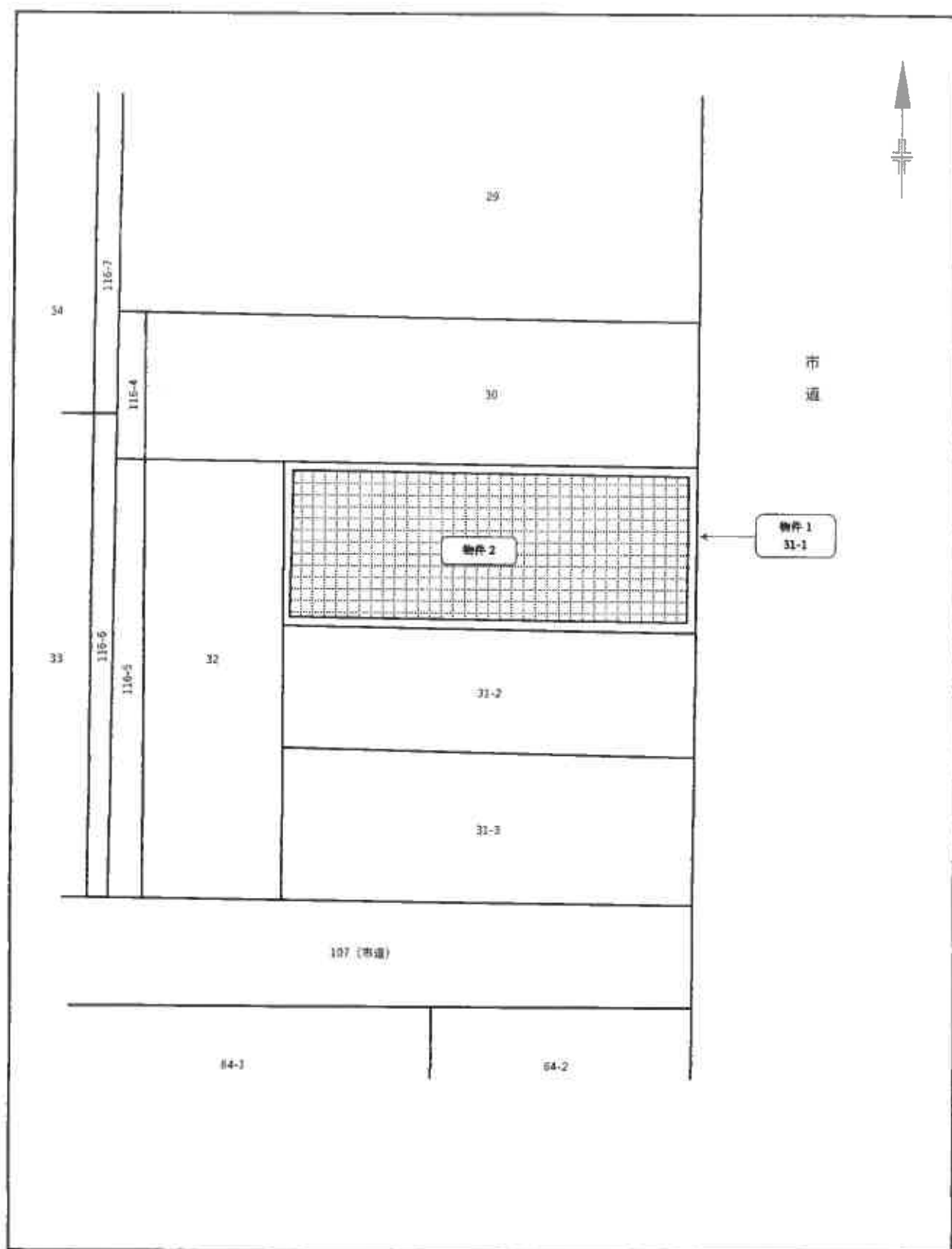
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所記載のとおり

法14条1項地図

イ 116-8
ロ 119-2

ハ 119-6
ニ 72



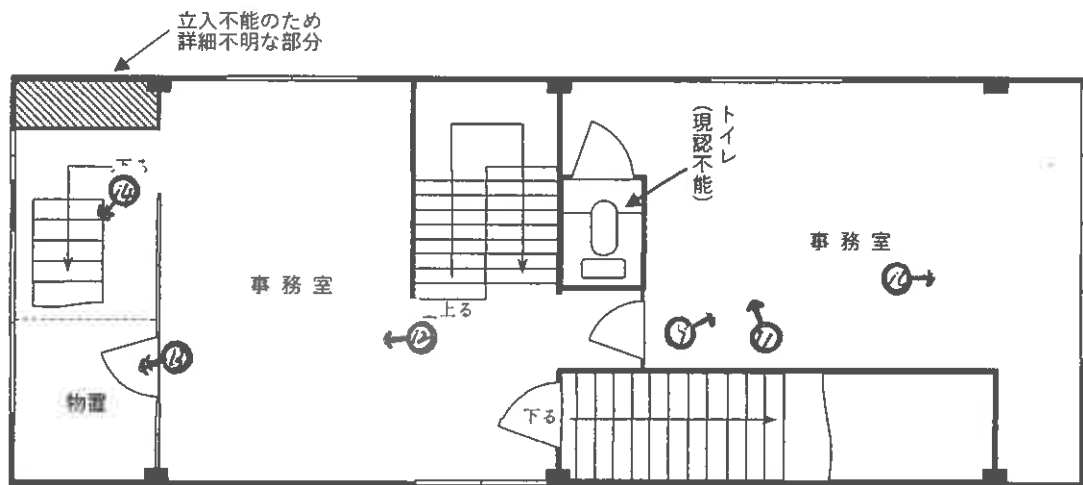


土地建物位置関係図

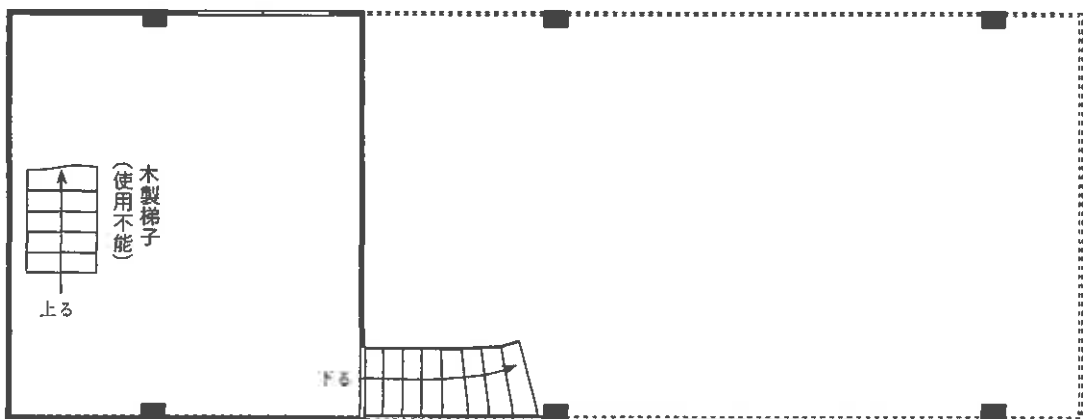
1/free

公図・建物図面等より作成

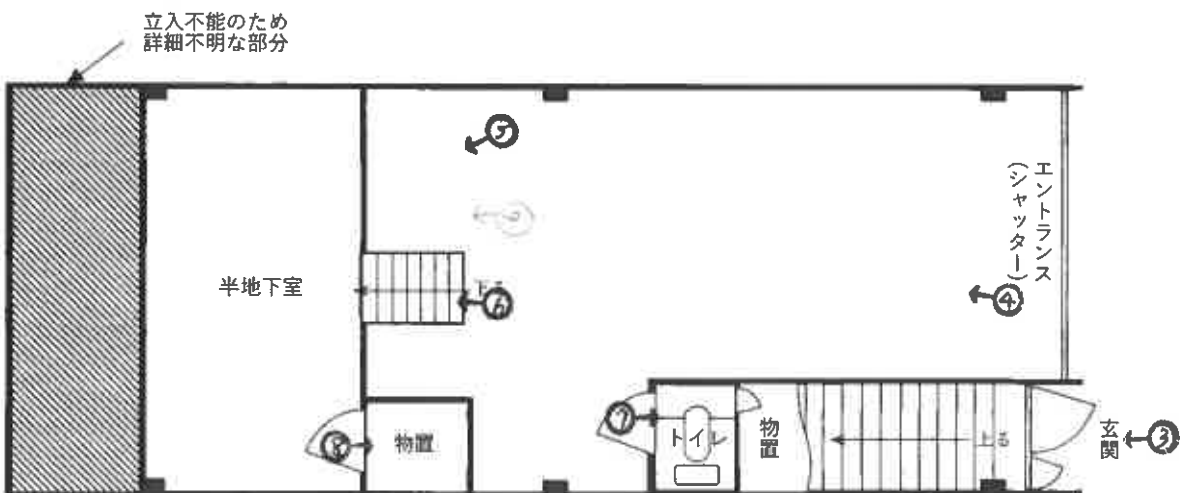
【3階】



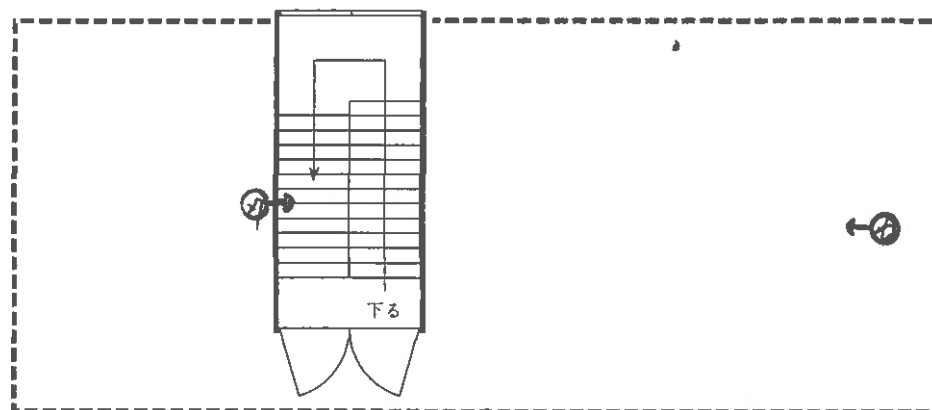
【2階】
(メザニン)



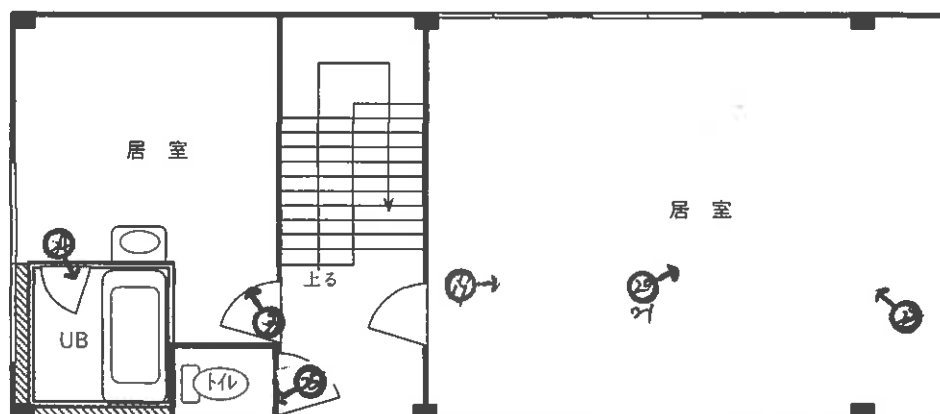
【1階】



【塔屋】



【5階】



【4階】

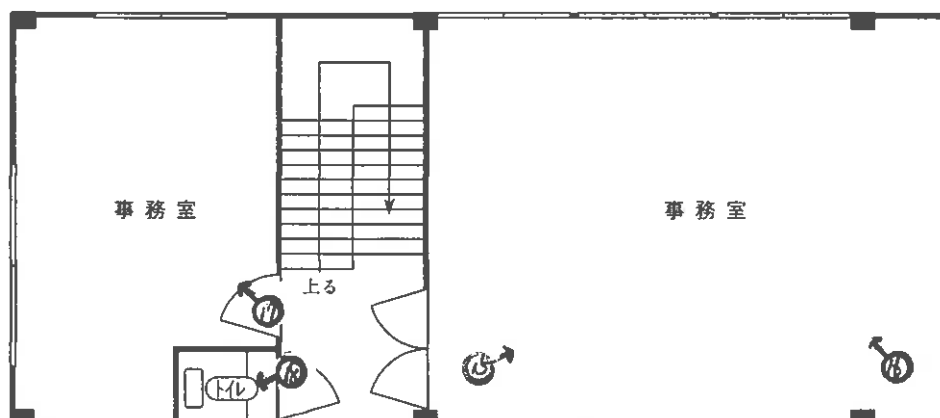


写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7

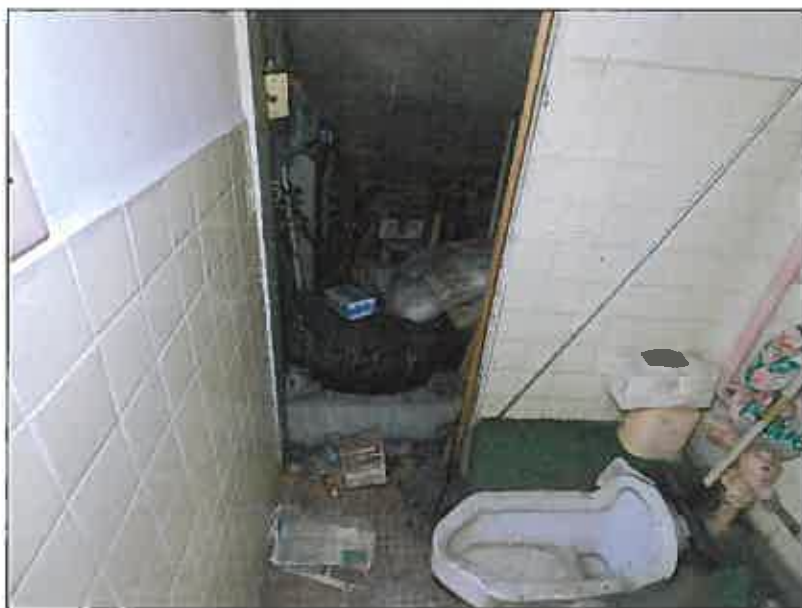


写真8



写真9



写真 10



写真 11



写真 12



写真 13



写真 14



写真 15



写真 16



写真 17



写真 18



写真 19



写真 20



写真 21



写真 22



写真 23



写真 24



写真 25



写真 26



写真 27



令和 6 年(ケ) 第 51 号
令和 7 年 1 月 30 日 現地調査
令和 7 年 2 月 18 日 評 価

広島地方裁判所 福山支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

吉 田 力 印

第1 評価額

一括価格	
金 5,979,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 2,910,000円
物件2(建物)	金 3,069,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	福山市霞町二丁目 31番1 宅地 89.61m ²	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	福山市霞町二丁目31番地 31番 店舗・事務所 鉄筋コンクリート造 陸屋根5階建 1階 77.38m ² 2階 20.02m ² 3階 79.97m ² 4階 70.07m ² 5階 70.07m ² 延べ 317.51m ²	店舗・事務所・居宅 1階 約 78 m ² 2階 約 26 m ² 3階 約 78 m ² 4階 約 68 m ² 5階 約 68 m ² 延べ 約 318 m ²
番号	特記事項		
2	床面積について、法務局備付建物図面に各階平面図の添付が無いことから、現地メジャー計測等に基づく概測面積をもって現況床面積とした。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 山陽本線「福山」駅の南方・直線距離約 600 m (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	中層事務所ビルに低層店舗等が混在する商業地域		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 商業地域 80% 600% 準防火 駐車場施設附置条例対象区域 宅地造成等工事規制区域	
画 地 条 件	規 模 89.61 m ²	間 口 約 6 m 奥 行 約 15 m 形 状 長方形 接 面 状 況 中間面地 そ の 他 前面道路と等高接面	
接面道路の状況	東側 約 36 m 舗装 市道 高低差 等高 建築基準法42条1項1号道路		
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する。 隣地は店舗事務所ビル, 店舗兼住宅 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり	※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり	※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり	※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。
特 記 事 項	特になし。		

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日(登記記載)：昭和 41 年 4 月 8 日 新築 経 過 年 数：約 59 年 経済的残存耐用年数：約 0 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： モルタル吹付 内 壁： 塗装仕上げ、ビニールクロス等 天 井： 塗装仕上げ、石膏ボード、化粧合板等 床： コンクリート土間、Pタイル、フローリング等 設 備： 電気、給排水等
床 面 積 (現 況)	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：店舗、事務所、居宅 間 取 り：添付の附属資料「概略建物間取図」のとおり。
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・ 福山市建築指導課にて建築確認等の台帳登録は確認できなかった。 ・ 建築年から、旧耐震基準に基づく建物と考えられ、飛散性を含むアスベスト含有建材の使用やPCB含有機器等の有害物質残置の可能性が指摘される。 ・ 各階各部に破損が認められ老朽化が著しい。 ・ 3～5階の天井に雨漏りの形跡が認められる。 ・ 電気、給排水設備の可動状況は確認できなかった。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	217,000	0.90	89.61	0.95	1	16,626,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、東側で幅員約36m舗装市道に略等高接面する地積約300㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格（福山5-7）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
197,000	$\frac{108}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{98}$	217,000

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

〔物件1〕

規模	0.90
相乗積	0.90

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分：共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、建物の現況に基づく観察減価法により判定した価値率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	価値率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
2	286,000	約 318 ㎡	0.5%	1	455,000

ウ 価値率：

目的建物は建築から約 59 年が経過した店舗・事務所ビルであるが、老朽化が著しく、各部に破損が認められ、また修繕履歴も不明で管理状態も劣ること等を考慮し、価値率を新築時の 0.5% 程度と判定した。

エ 持 分：共有持分(完全所有権の場合は 1 と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
1	16,626,000	0.50 法定地上権	8,313,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 50 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	16,626,000	- 8,313,000		0.50	0.70	2,910,000
2	455,000	+ 8,313,000	1.00	0.50	0.70	3,069,000
一 括 価 格 (合 計)						5,979,000

ウ 占有減価修正： 必要なし。

エ 市場性修正： この種不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、建物の老朽化が著しく各部に破損が認められ、修繕活用には多額の費用が見込まれること等の理由により、なお、市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（福山5-7）

所 在 : 福山市霞町2丁目67番外 「霞町2-5-3」
価 格 : 197,000円/㎡
位 置 : JR山陽本線「福山」駅 南方 道路距離 約 700m に位置する。
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 1,054㎡
供給処理施設 : 水道・ガス・下水
接 面 街 路 : 東側 36m 市道
用 途 指 定 等 : 市街化区域 商業地域（建蔽率 80%、容積率 600%）準防火地域
地 域 の 概 要 : 中層事務所ビルに低層店舗等が混在する商業地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

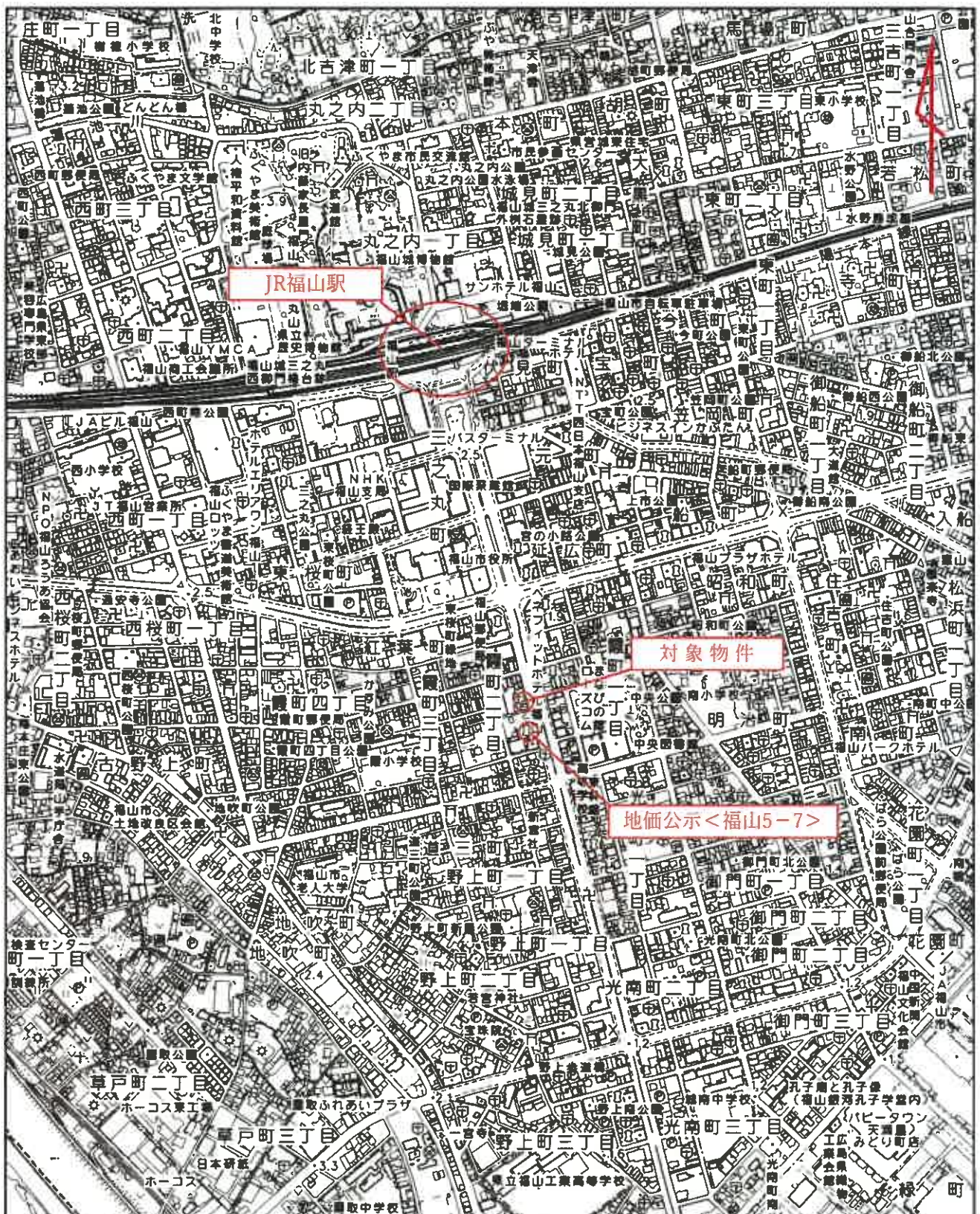
物件1 11,738,910 円 （1㎡当たり 131,000 円）、課税地積 89.61 ㎡
物件2 5,013,023 円 （1㎡当たり 15,374 円）、課税床面積 326.08 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

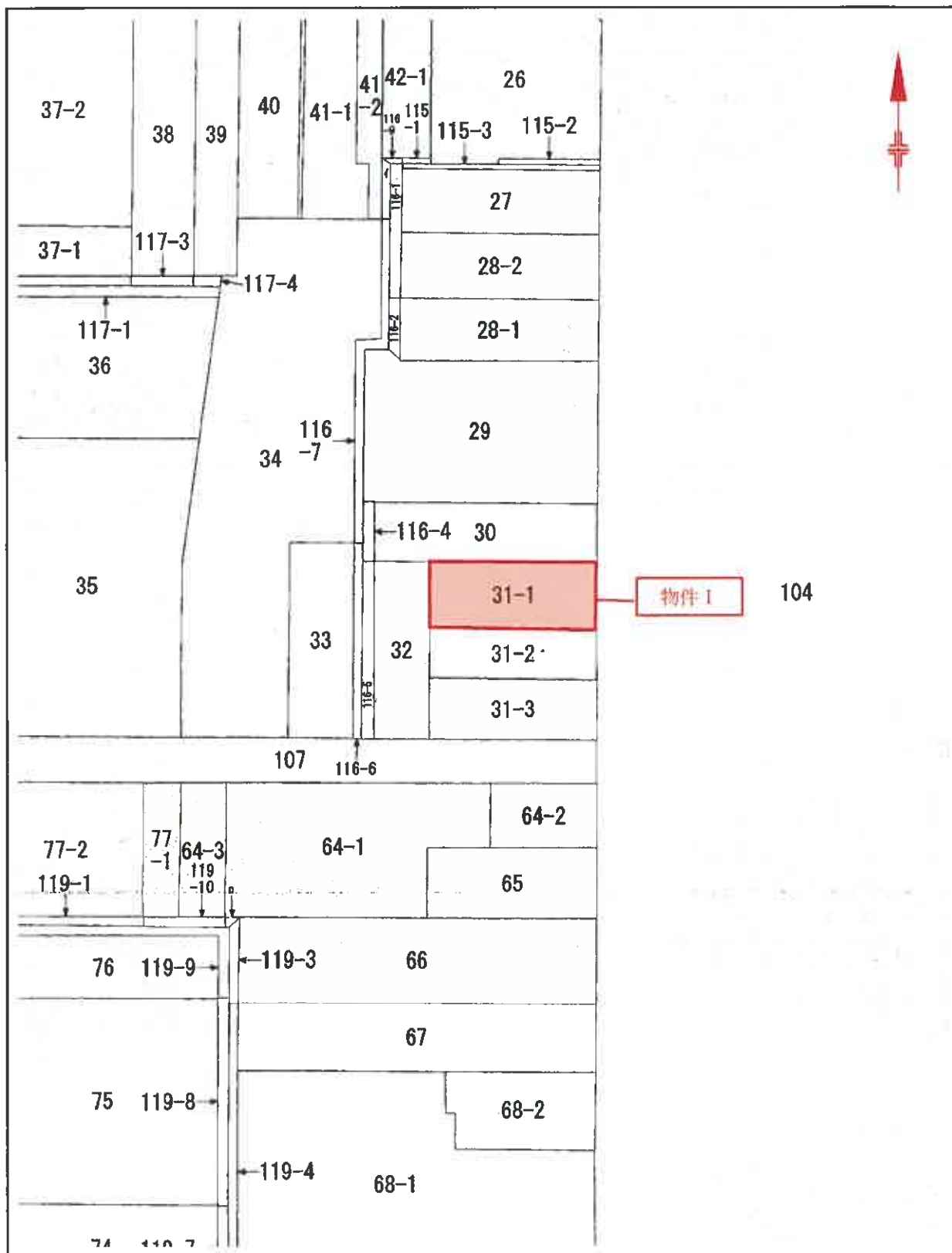
- 1 受命物件の位置図（福山市「白図」縮尺 1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付） ※A3版→A4版へ縮小
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付） ※A3版→A4版へ縮小
- 5 概略建物間取図

以 上



位置図

1/10,000
福山市白図



公 図 写

1/500

法第 14 条第 1 項

登記年月日：平成1年10月19日

HL 10.19

図 所在地 土地積測量図

0315 011

図③ 31
後②) 31-1, ~-3.
新①

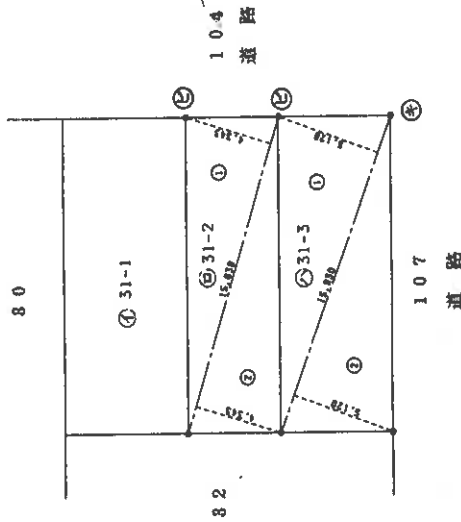
地 番 31-2・31-3

土地の所在 福山市霞町二丁目

⑥ 地 番 31-2			
番 号	底 辺	高 さ	倍 面 積
1	15.639	4.343	67.920177
2	15.639	4.343	67.920177
計			135.840354
1 / 2			67.920177
地 積			67.92 m ²

⑦ 地 番 31-3			
番 号	底 辺	高 さ	倍 面 積
1	15.930	5.120	81.561600
2	15.930	5.120	81.561600
計			163.123200
1 / 2			81.561600
地 積			81.56 m ²

④ 地 番 31-1
239.10 - 149.481777 = 89.618223
地 積 89.61 m²



地籍図番号 ①...石域 ②...ブラスチック域 ③...コンクリート域 ④...金属域 ⑤...金属域 ⑥...金属域 ⑦...金属域

作製者 土地家屋調査士
(昭和1年10月18日作成)

(広島県土地家屋調査士会用紙)

縮尺 1/250

申請人

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(広島法務局福山支局管轄)
令和6年10月25日 広島法務局

登記年月日：平成19年9月25日

H1.9.25

各階平面図 3/7

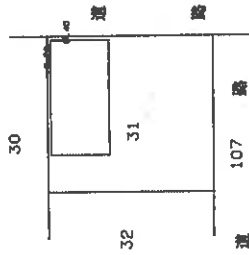
0316028

建物図面
各階平面図

31

家屋番号

建物の所在
福山市霞町ニ丁目31番地



作製者
土城重雄
調査士

(平成元年9月13日作製)
土城重雄

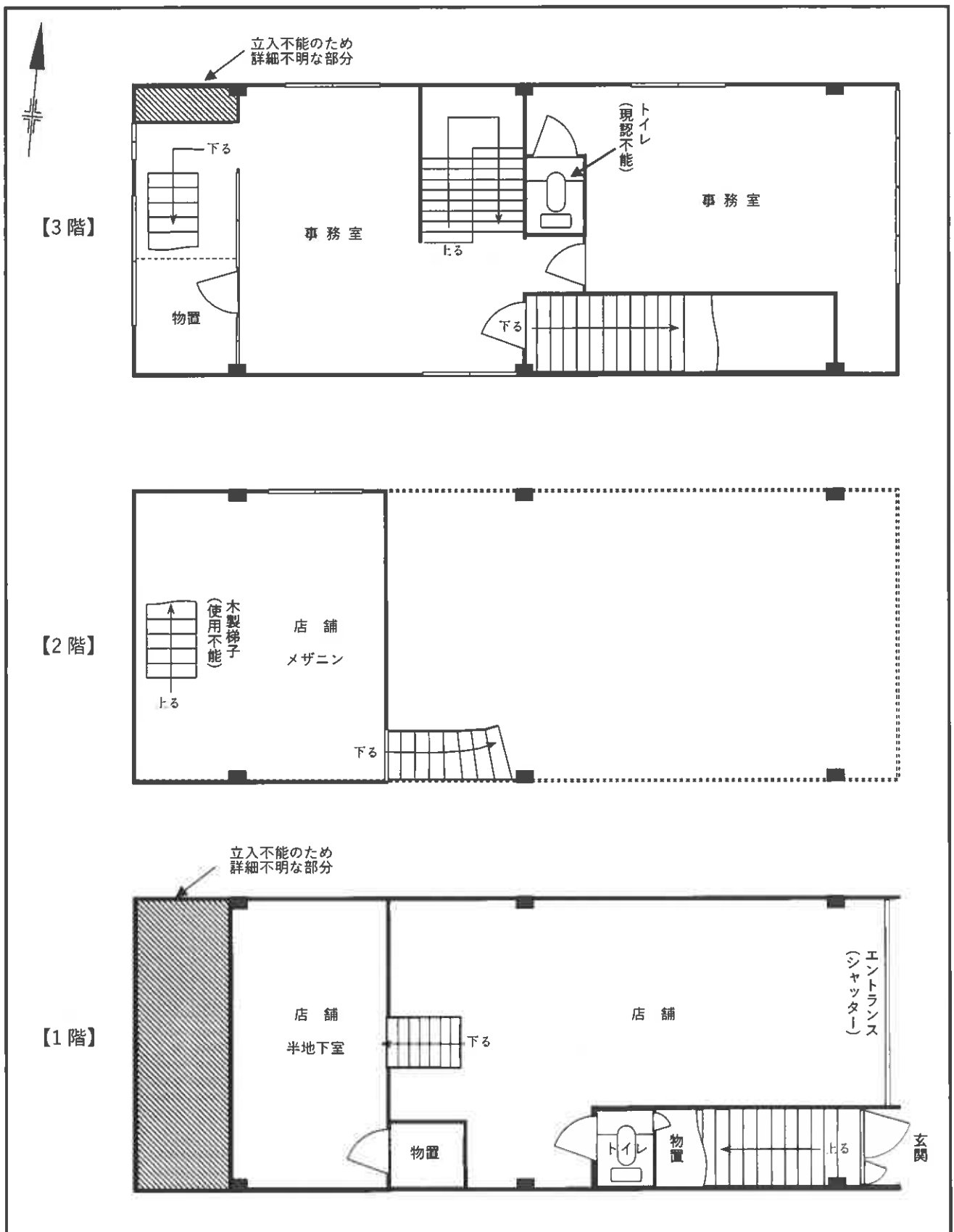
縮尺
1/

申請人

縮尺
1/ 250

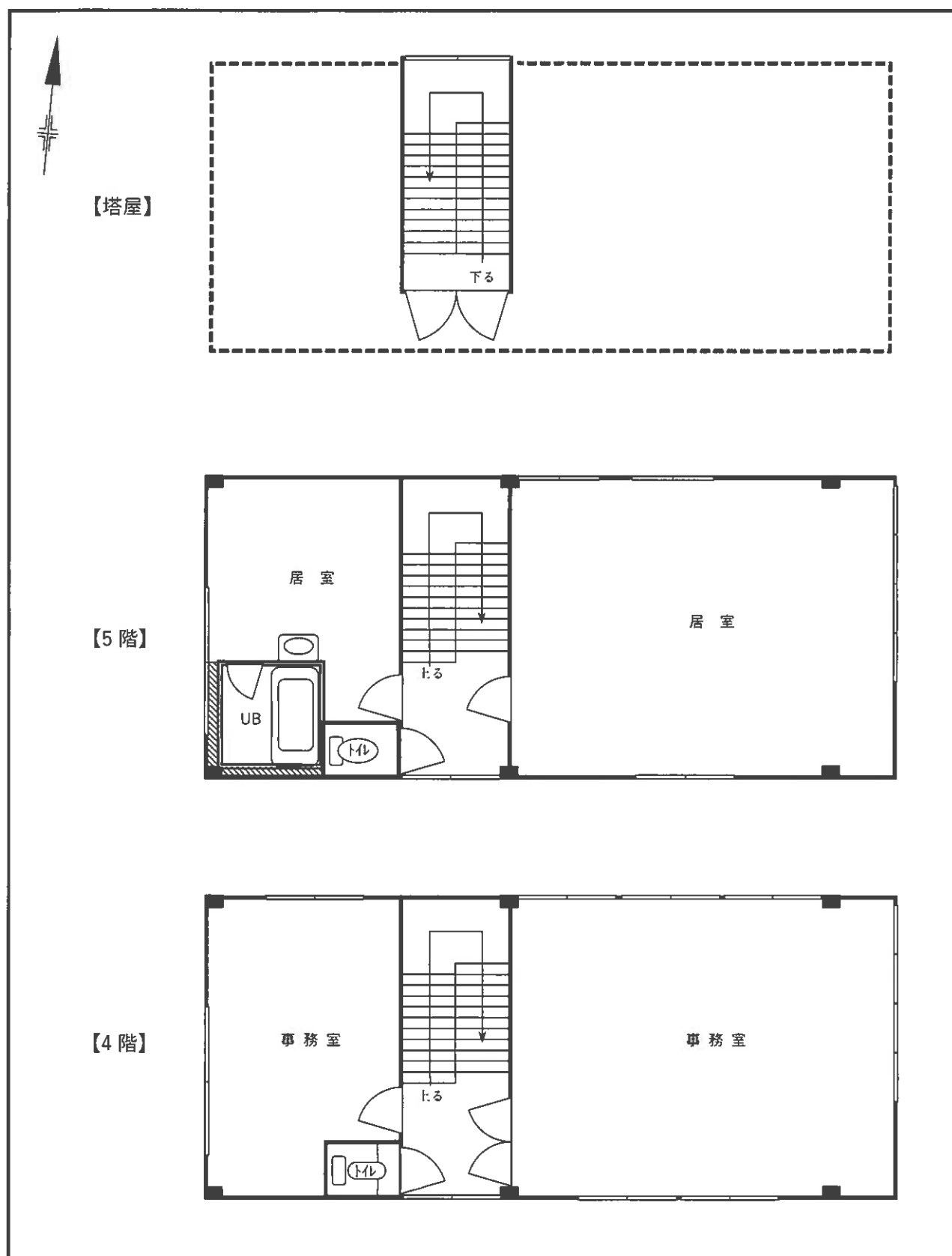
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(広島法務局福山支局管轄)

令和6年10月25日 広島法務局



概略建物間取図

S = 1 / Free



概略建物間取図

S = 1 / Free